

## 「脱炭素化・エネルギー転換に資する我が国技術の国際実証事業」

### 2026年度第1回公募（実証設計）に係る公募要領

申し込みにあたっては事前にプレエントリーをされていることが必要です。

#### 【受付方法】

本公募は、電子申請システム「J グランツ」で応募を受け付けます。また当該申請システムを通じて行われた申請に対する採択・不採択結果についても、原則として当該申請システムで通知等を行います。

なおJ グランツの使用にあたっては、事前にG ビズ ID の「G ビズ ID プライムアカウント」又は「G ビズ ID メンバーアカウント」が必要です。G ビズ ID の取得は2週間以上かかる場合もあるため、G ビズ ID を未取得であれば余裕をもって登録手続きを行ってください。G ビズ ID が無いと本事業への応募ができませんので、十分留意ください。

#### 【受付期間】

2026年3月23日(月)～2026年4月22日(水) 正午まで

#### 【提出先及び提出方法】

以下のJ グランツ公募ページから、必要情報の入力と提出書類のアップロードを行った上で、申請してください。

<https://www.jgrants-portal.go.jp/subsidy/a0WJ200000CDXLsMAP?wfid=a0XJ2000006gAntMAE>

#### 【留意事項】

※J グランツ上の申請は提出期限を厳守ください。提出期限を過ぎた提案は受け付けません。

※他の提出方法（持参、郵送、FAX 又は E-mail 等）による提出は、原則受け付けません。

※万が一、応募者の責に依らない理由（例：組織形態上、G ビズ ID の取得がそもそも不可で J グランツが利用できない、J グランツ等の外部システムの障害発生により申請ができない等）により、提出期限までに J グランツ上の申請処理が困難な場合には、提出期限前までに必ず NEDO 担当者まで連絡し、NEDO 担当者の指示に従ってください。

2026年3月

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

## 目次

1. 事業内容及び公募対象 .....	3
(1) 事業内容.....	3
(2) 公募対象.....	3
2. 応募要件・実施要件 .....	5
(1) 対象とする技術・実証研究の要件 .....	5
(2) 対象国・地域 .....	6
(3) 応募要件.....	6
(4) 実施要件.....	7
3. 応募方法.....	8
(1) 提出期限及び提出方法 .....	8
(2) 提出書類.....	10
(3) 採択審査委員会で使用するプレゼンテーション用資料について .....	12
4. 採択先の選定.....	12
(1) 審査の方法.....	12
(2) 審査基準.....	12
(3) 採択先の公表及び通知 .....	14
(4) 選定スケジュール .....	14
5. 応募手続き説明会の開催.....	14
6. その他重要事項・留意事項 .....	14
7. 問い合わせ先.....	16
8. その他 .....	16
9. 掲載資料.....	16
【別紙】 その他重要事項・留意事項 .....	18
◆応募にあたっての留意事項.....	18
(1) 契約等に係る情報の公表・開示.....	18
(2) 「不合理な重複」及び「過度の集中」の排除.....	18
(3) 「国民との科学・技術対話」への対応.....	19
(4) EBPM に関する取組への協力について.....	20
(5) 提出書類の情報の取り扱い.....	20
(6) その他.....	20
◆事業運営及び実施に係る各種手続き .....	21
(1) 事業運営.....	21
(2) 採択後の各種事務手続き .....	21
(3) 大学・国立研究開発法人等における若手研究者の自発的な研究活動 .....	22
(4) RA（リサーチアシスタント）等の雇用 .....	22
(5) 追跡調査・評価.....	22
(6) その他.....	22
◆法令遵守、研究不正への対応 .....	23
(1) 安全保障貿易管理（海外への技術漏洩への対処） .....	23
(2) 特許出願の非公開に関する制度の留意点 .....	24
(3) 研究不正への対応 .....	25

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「NEDO」という。）は、2026年度に「脱炭素化・エネルギー転換に資する我が国技術の国際実証事業」（以下「本事業」という。）を実施する予定です。本事業への応募を希望する事業者を、以下の要領に従い広く募集します。

なお、本事業は、政府予算に基づき実施するため、予算案等の審議状況や政府方針の変更等により、公募の内容や予算規模、採択後の実施計画、概算払の時期等が変更されることがあります。

## 1. 事業内容及び公募対象

### (1) 事業内容

本事業では、我が国が強みを有する S+3E（安全性、安定供給、経済性、環境適合）の実現に資する先進的技術を対象に、我が国と環境が異なる海外での実証を通じて、当該技術の開発に資するとともに有効性を示し、国内外での普及に結び付けます。これらの取組を通じて、我が国のエネルギー関連産業の国内外への展開、国内外のエネルギー転換・脱炭素化、我が国のエネルギーセキュリティに貢献します。

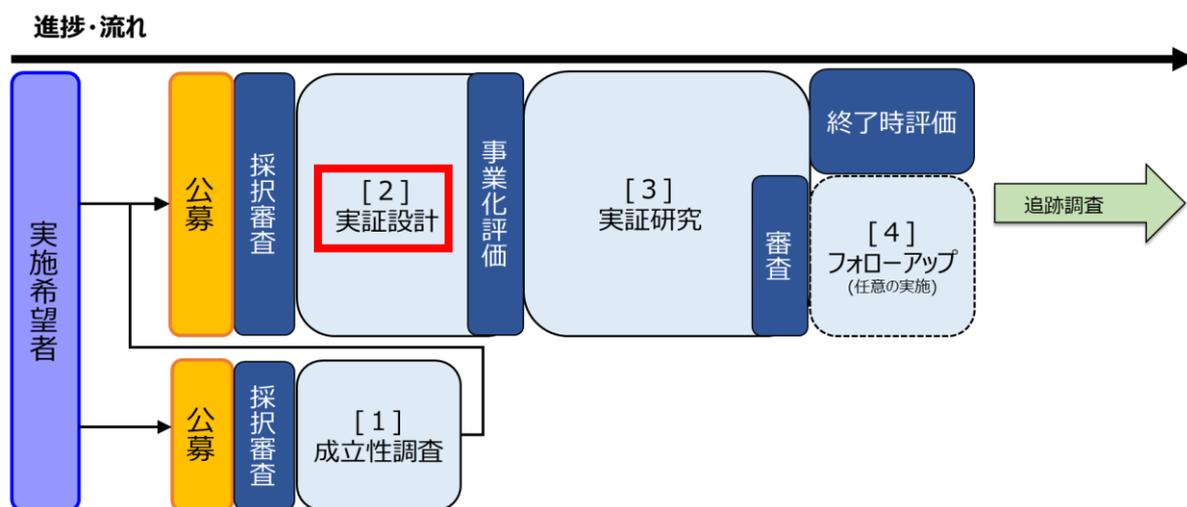
あわせて、「基本計画」等を参照してください。

### (2) 公募対象

本公募の対象、予算規模及び事業期間は以下のとおりです。

なお、応募にあたっては、必ず事前に以下事業紹介ページにて公開されている資料等を確認してください。また、公募予告期間中に対象となるプレエントリーを行っていることが必須です。

[https://www.nedo.go.jp/activities/AT1\\_00175.html](https://www.nedo.go.jp/activities/AT1_00175.html)



対象	予算規模	事業期間
[2]実証設計（補助）	1 テーマあたりの補助対象費用 <sup>(注)</sup> 40 百万円以内 (NEDO 負担率: 補助対象費用の 1/2 以内 (大企業)、2/3 以内 (中小・ベンチャー企業))	原則 1 年半以内

(注) 補助対象費用は、国際実証研究費補助金交付規程第 6 条に示すとおりです。なお、実証で製作・購入する機械装置へ付保する費用は、補助対象費用として計上できません。

#### 【実証設計の実施項目】

- ・実証研究で導入する施設・設備の基本設計
- ・実証研究等の計画詳細化
- ・実証研究で目指す成果目標の確認
- ・実証研究の実施に必要な手続の検討
- ・実証研究期間中のリスク管理の具体化
- ・適用技術の普及可能性の詳細化

#### 【実証設計への応募の目安】

- ・現地調査や相手国政府機関等へのヒアリングにより現地のニーズを把握し、それに応える技術が提案されている。
- ・提案技術が普及するために乗り越えるべき技術課題が示され、その解決に役立つ実証研究が計画され、必要な目標が設定されている。
- ・NEDO の規程（特に、取得財産の所有と処分制限、収入の控除、収益納付）を考慮した実施体制が構築され、資金計画が立てられている。
- ・実証の実施に必要な情報（相手国の法令や税務を含む）を収集し、それらを反映した実施体制や実証計画が作成されている。
- ・市場分析、競合分析を踏まえたビジネスモデルが構築され、普及時の経済的な優位性が定量的に示されている。

#### 【留意事項】

- ・補助金は審査の結果及び国の予算の変更等により申請額から減額して交付することがありますのでご留意ください。
- ・事業期間は、提案内容を踏まえ NEDO と協議の上、交付決定時に決定します。
- ・本事業は、[1]成立性調査、[2]実証設計、[3]実証研究及び[4]フォローアップの 4 つのフェーズによって構成され、このうち[2]実証設計の実施者を公募します。各フェーズの詳細は、事業紹介ページに掲載されている「成立性調査共通仕様書」及び「実証設計以降の実施内容及び手続説明」をご参照ください。
- ・採択された個々の案件（以下、「個別テーマ」という。）は、[1]成立性調査は委託事業として、[2]実証設計以降は補助事業として実施します。
- ・[1]成立性調査を実施しない場合でも、[2]実証設計の公募に応募することができます。
- ・本公募にて採択された後に[2]実証設計を実施します。実証設計交付期間中に[3]実証研究に進む準備が整ったと判断した段階で個別テーマ毎に事業化評価を受験します。事業化評価にて実証研究の実現可能性及び技術の普及可能性が十分認められた個別テーマは、[3]実証研究に移行します。

- ・実証成果の普及活動において NEDO による支援が必要かつ有効と認められる個別テーマは、審査を通じてさらに[4]フォローアップに進むことができます。
- ・NEDO は、政府予算の適正な執行のために必要な個別テーマの管理、実施方法に係る助言、情報提供等を行います。また、必要に応じて相手国政府機関等と合意文書（以下、仮に MOU(Memorandum of Understanding)等という）を締結する場合があります。
- ・個別テーマの実施者には、個別テーマの具体的な方法、手段、手順（相手国企業との調整及び実証研究を実施するために必要な権利義務関係を規定する契約文書（以下、仮に PA(Project Agreement)等という）の締結、現地における税制対応及び許認可取得、実証機器の設計・製造・輸送・設置、実証運転並びに普及活動を含む）の検討とその実施を主体的に担っていただきます。PA 等は実証設計中に相手国企業と合意する必要があります。

## 2. 応募要件・実施要件

### (1) 対象とする技術・実証研究の要件

本事業の対象となる技術は、以下のすべての項目を満たしていることを必須とします。採択審査にて、いずれかの項目を満たしていないとの結論に至ったものは不採択となります。

- 1) 顕著なエネルギー消費削減効果・石油燃料代替効果が期待できるもの。
- 2) 実証研究の終了後、国内外市場での普及が期待される技術であること。
- 3) 提案者が過去に実施した事業と比べて、技術又はその使用形態に十分な差異があり、かつ実用化に向けた技術的課題が明確であること。または、実証を行う地域特有の運用上の課題が明確であること。
- 4) 以下の対象技術分野のいずれかに当てはまるもの。
  - ①水素・アンモニア（水素製造、水素貯蔵・輸送・供給、水素利用）、燃料電池技術、アンモニア技術（製造、利用（「サーキュラーエコノミー分野」に該当するものを除く））
  - ②再生可能エネルギー（再生可能エネルギー技術（太陽光発電、風力・海洋発電、地熱発電、バイオマス燃料変換・利用、再生可能エネルギー熱）、系統連系技術、再生可能エネルギーを有効に活用するシステム技術）
  - ③サーキュラーエコノミー技術（次世代火力関連技術（アンモニア利用を含む）、CCU 技術、CCS 技術、CO2 分離/回収技術、3R 技術、水関連技術）
  - ④半導体・情報インフラ（半導体技術、情報インフラ技術）
  - ⑤AI・ロボット（人工知能技術、ロボット技術、量子コンピューティング技術）
  - ⑥バイオテクノロジー・材料（バイオベース素材、生物機能活用物質生産、構造材料（自動車・航空機用途を除く）、機能性材料、希少資源削減・代替、金属 3D プリンタ造形）
  - ⑦自動車・蓄電池（自動車関連技術、蓄電池関連技術）
  - ⑧航空機・宇宙（航空機技術、宇宙関連技術）
  - ⑨省エネルギー（省エネルギー技術（上記分野のいずれにもあてはまらないもの。原則、大幅なエネルギー使用量削減が見込まれる技術を指し、非化石エネルギーへの置き換えを含まない。))

※いずれの技術分野においても、化石燃料の消費削減や脱炭素化に資することが必須

## (2) 対象国・地域

対象国・地域は本邦域外におけるすべての国・地域。

ただし、外務省海外安全情報の危険情報（感染症危険情報は含まない）において、レベル2（不要不急の渡航は止めてください）以上\*に指定されている国・地域は除きます。

なお、上記で対象となる国・地域であっても、安全保障貿易管理の観点から、輸出貿易管理令第4条第1項第三号イに規定する核兵器等の開発等の動向に関して経済産業省が作成した外国ユーザーリスト (<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law00.html#userlist>) に掲載されている企業・組織等（以下「企業等」という。）又は国連の安全保障理事会の決議により武器及びその関連品等の輸出が禁止されている国（国連武器禁輸国・地域）（輸出貿易管理令別表第3の2）及び懸念3か国（輸出貿易管理令別表第4）に属する企業等が提案書の相手国政府機関・相手国企業等に含まれている場合は本事業の対象外とします。

※個別テーマの開始後にレベル2以上に引き上げられた場合で、レベル1以下への引き下げが見込まれず、安全確保が困難と判断される場合には、個別テーマを中止する場合があります。

## (3) 応募要件

提案者は、次の要件を満たす、単独又は複数の企業等であることが必要です。また、複数者で提案の場合は、必ず提案者を代表して NEDO との連絡を行う者を代表人として定め、各企業等間の責任と役割を明確にすることが必要です。ただし、国立研究開発法人が応募する場合、国立研究開発法人から民間企業への委託又は共同研究（委託先又は共同研究先へ資金の流れがないものを除く。）は、原則認めておりませんのでご注意ください。

- 1) 補助事業を的確に遂行するに足る技術的能力を有すること。なお、複数者で申請する場合、いずれかの者が当該技術を有していれば可。
- 2) 補助事業を的確に遂行するのに必要な費用のうち、自己負担分の調達に関し十分な経理的基礎を有すること。
- 3) 補助事業に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力を有すること。
- 4) 当該補助事業者が遂行する補助事業が、「国際実証研究費補助金交付規程」第3条第1項の技術開発課題を達成するために十分に有効な研究開発を行うものであること。
- 5) 当該補助事業者が補助事業に係る企業化に対する具体的計画を有し、その実施に必要な能力を有すること。
- 6) 本事業は、補助事業者が対象国の相手国企業と共同で実施する事業であり、実証研究の実施に当たっては両者が業務及び費用を分担して行うため、事業全体及び相手国企業による分担業務の遂行について補助事業者が責任を持つこと。また、補助事業者は、本事業を共同で実施する対象国の相手国企業と実証研究に向けた基本的な合意ができていることを示すサポートレターを提出すること。
- 7) 日本法人（登記法人）であること。または、以下4つの要件全てを満たす外国法人であり、かつ交付申請時に「国際実証研究費補助金に係る確約書」（国際実証研究費補助金交付規程様式第1添付資料3）を提出すること。

### ①提案者たる日本法人の海外現地法人であること

提案者たる日本法人のうち1社（本項では『親会社』という）が議決権付株式等の過半数を有すること。但し、現地の法制度等に照らし、親会社が議決権付株式等の過半数の保有が困難な事情がある場合は、当該事情を考慮して、NEDO が判断する<sup>(注)</sup>。

(注) 現地の法制度等によっては、日本法人が議決権付株式の過半数の保有が困難な場合があります。

その場合、親会社が、会社法施行規則にある財務及び事業方針の決定を支配している法人又はそれに準じる法人であれば、補助先としての条件を満たしていると判断する場合がございます。ご不明な場合は事前に公募事務局へご相談をください。

#### ②日本法人との共同提案

親会社である日本法人との共同提案であり、代表法人は日本法人であること。

#### ③国内代理人の選任

外国法人と NEDO の間の各種書類の授受、NEDO の検査及び評価等の対応のため、外国法人は親会社を本事業に係る国内代理人として選任すること。また、外国法人は国内代理人となる親会社の役員又は従業員で、日本に住所を有する者に、当該外国法人の補助事業の遂行に必要な権限と責任を与えること。さらに、親会社と外国法人は、一切の金銭債務（補助金の返還債務、加算金又は延滞金の支払債務、及び収益納付又は処分制限財産の処分により生じた収入の納付に係る債務を含む。）について、連帯して履行することが条件。このため、親会社が補助事業者でなくなった場合は、外国法人も補助事業者の地位を失う。親会社と外国法人は、「国際実証研究費補助金に係る確約書」を補助金の交付申請に併せて提出することが必要。

#### ④その他

国際実証研究費補助金交付規程並びに交付決定の内容、条件、解釈及び効力に関しては、日本国で効力を有する法令に準拠し、国際実証研究費補助金交付規程に定めのある期間の始期及び終期は日本標準時間によるものとする。また、国際実証研究費補助金交付規程に定める通貨は日本円とする。

なお、相互の意見の疎通を図るため、国際実証研究費補助金交付規程で定める文書、書類、報告書等については、外国法人も日本語を使用するか、或いは国内代理人の責任で日本語訳を添付すること。NEDO と外国法人との間の協議、連絡、打ち合わせ等において日本語を使用することが求められる場合は、通訳の確保等の必要な措置を、当該外国法人又は国内代理人の負担で講ずること。

8) 公募予告期間中に対象となるプレエントリーを実施していること。

### (4) 実施要件

本事業は、採択後、「国際実証研究費補助金交付規程」に沿って、交付申請書等を作成いただき交付決定を行います。補助事業の事務処理においては、NEDO が提示する事務処理マニュアルに基づき実施いただきます。なお、国際実証事業用の交付規程では、課題設定型産業技術開発費補助金交付規程と同様、実証研究で取得する財産の処分に制限がかかること、事業終了後5年間は企業化状況報告書の提出及び収益納付の義務が課せられること等、様々な注意点がありますので、あらかじめ内容を御確認ください。

事業の実施にあたっては、該当する交付規程及びマニュアルを遵守いただくことが要件となります。

【参考】補助事業の手続き：国際実証研究費補助金交付規程・様式

[https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokusai\\_josei\\_koufukitei\\_yoshiki.html](https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokusai_josei_koufukitei_yoshiki.html)

補助事業の手続き：課題設定型産業技術開発費補助事業事務処理マニュアル

<https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/manual.html>

### 3. 応募方法

#### (1) 提出期限及び提出方法

提案書等の提出書類を準備し、以下の提出期限までに電子申請システム「J グランツ」上で申請してください。なお、持参、郵送、FAX 又は E-mail による提出は原則受け付けません。ただし、NEDO から別途指示があった場合は、この限りではありません。

**【提出期限】** 2026 年 4 月 22 日（水）正午まで

※応募状況等により、公募期間を延長する場合があります。公募期間を延長する場合は、NEDO ウェブサイトの公募ページ上でお知らせいたします。

※期限までに提出が完了しなかった提案書は、いかなる理由であろうとも無効とします。また、書類に不備がある場合は審査対象になりませんので各書類の説明を熟読の上、作成してください。なお、提案書のフォーマットは変更しないでください。

**【提出先】** J グランツ公募ページ申請 URL

<https://www.jgrants-portal.go.jp/subsidy/a0WJ200000CDXLsMAP?wfid=a0XJ2000006gAntMAE>

#### **【提出方法】**

電子申請システム「J グランツ」上で、必要項目を入力し提出書類をアップロードした上で申請してください。複数法人による共同提案を行う場合は、代表法人が提出書類を取りまとめの上、代表法人が申請を行ってください。代表法人以外の法人の J グランツ上の申請は不要です。

J グランツの使用にあたっては、事前に G ビズ ID の「G ビズ ID プライムアカウント」または「G ビズ ID メンバーアカウント」が必要です。G ビズ ID の取得は 2 週間以上かかる場合もあるため、G ビズ ID を未取得であれば余裕をもって登録手続きを行ってください。

J グランツで申請操作完了後、システムから自動送信メールが届きます。申請内容や提出書類に不備がある場合は、修正等の対応をお願いする場合がありますので、NEDO 担当者の指示に従ってください。

その他 G ビズ ID の取得や J グランツ利用・申請にあたっては、以下のウェブサイトをご確認ください。

**【参考】** NEDO 事業の公募における J グランツでの応募受付について

[https://www.nedo.go.jp/koubo/ZZAN\\_100061.html](https://www.nedo.go.jp/koubo/ZZAN_100061.html)

#### **【提出にあたっての留意事項】**

- ・提出書類は日本語で作成してください。
- ・「応募要件」を満たさない者の提出書類又は不備がある提出書類は受理できません。
- ・提出書類に不備があり、提出期限までに修正できない場合は、提案を無効とさせていた

だきます。受理後であっても、応募要件の不備が発覚した場合は、無効となる場合があります。

- ・無効となった提出書類は、NEDO で破棄させていただきます。
- ・J グランツ上の申請は、提出期限を厳守ください。提出期限までに申請完了できなかった場合は、応募は受け付けできませんので、余裕をもって提出してください。
- ・再提出は受付期間内であれば何度でも可能です。再提出の場合は再度、全資料を再提出してください。
- ・同一の提案者から複数の提出書類が提出された場合は、最後の提出のみを有効とします。
- ・万が一、応募者の責に依らない理由（例：組織形態上、G ビズ ID の取得がそもそも不可で J グランツが利用できない、J グランツ等の外部システムの障害発生により申請ができない等）により、提出期限までに J グランツ上の申請が困難な場合には、提出期限前までに必ず NEDO 担当者まで連絡し、NEDO 担当者の指示に従ってください。
- ・J グランツ上にアップロードするファイルは提出書類毎に作成し、一つの zip ファイルにまとめてください。なお、アップロードするファイル（PDF、zip 等）にはパスワードは付けないでください。
- ・アップロードされたファイルにおいて、ウイルス検知又はその疑い等があると当機構が判断した場合は、調査のため第三者へファイルの提供を行う場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ・公正な審査を行うための利害関係の確認として、J グランツ上で以下の項目について入力を求めていますので、あらかじめご了承ください。

#### ■入力項目

- ①代表法人名称及び共同提案法人名称（共同提案の場合は、提案法人名を列記）
- ②提案の概要（300 文字以内）
- ③提案内容、手法のポイント（600 文字以内）
- ④責任者名（所属部署・職名含む）（法人毎に列記。委託事業の場合は研究開発責任者（共同提案の場合の研究開発統括責任者候補含む）、補助事業の場合は主任研究者）
- ⑤利害関係者（※）

（注）①②提案テーマ名の説明

- 実証する技術名称だけでなく、実証の目的が分かる説明も入れてください（例：〇〇のための××実証研究（国 or 地域名））。
- 「脱炭素化・エネルギー転換」を目的とした予算で実施される事業であることに鑑み、省エネ化や再エネ導入を示唆する言葉を含め、極力平易な言葉を用いてください。

#### （※）利害関係の確認について

- NEDO は、採択審査にあたり大学、研究機関、企業等の外部専門家による「採択審査委員会」を開催します。この採択審査委員会では公正な審査を行うことはもちろん、知り得た提案情報についても審査以外の目的に利用することを禁じております。
- その上で、採択審査委員の選定段階で、NEDO は利害関係者を排除すべく細心の注意を払っているところですが、採択審査委員本人にも事前に確認を求め、より公平・公正な審査の

徹底を図ることといたしております。

- そこで、提案者の皆さまには、採択審査委員に事前提供する情報の入力をお願いしております。
- NEDO から申請時に入力いただいた情報を採択審査委員に提示し、自らが利害関係者、とりわけ競合関係に当たるかどうか、の判断を促します。競合関係を特定することが可能と考える提案内容のポイントを問題ない範囲で記載いただけますようお願いいたします。
- また、NEDO が採択審査委員を選定する上で、利害関係者とお考えになる者がいらっしゃる場合には、「利害関係者」欄に任意で記載いただいても構いません。なお、採択審査委員から、利害関係の有無の判断がつかないとのコメントがあった場合には、追加情報の提供をお願いする場合がございますので、ご協力をお願いいたします。
- 提案者が大学や公的研究機関の場合は、研究開発責任者（本提案における事業者の研究開発の代表者）について、大学又は大学院に所属する研究者は学科又は専攻まで所属を、公的研究機関に所属する研究者は部門やセンターまで所属を記載ください。

例：〇〇株式会社 〇〇 〇〇

〇〇大学〇〇学部〇〇学科 教授 〇〇 〇〇

〇〇大学院〇〇研究科〇〇専攻 教授 〇〇 〇〇

〇〇研究所 〇〇部門 部門長 〇〇 〇〇

## (2) 提出書類

以下の提出書類が必要となります。具体的な様式は添付資料をご参照ください。

提出書類
提出書類のチェックリスト
別添 1・2：事業概要書・提案書 →PDF 形式 [1 ファイル] ※別添 1：事業概要書と別添 2：提案書を 1 つの PDF ファイルに統合。
別添 1：事業概要書 →パワーポイント形式 [1 ファイル]
別添 3：申請者情報 →PDF 形式 [1 ファイル]
別添 4：ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況 →PDF 形式 [1 ファイル] ※共同提案の場合は、代表法人がまとめて作成。 ※認定の事実がある場合は、提案者毎に認定証書のコピーも提出。
別添 5：事業開始年度の賃金を引き上げる旨の表明資料（任意） →PDF 形式 [1 ファイル] ※共同提案の場合は代表法人のみ提出。
別添 6：経済性評価関連資料 →エクセル形式 [1 ファイル]
別添 7：質問票 →エクセル形式 [1 ファイル]
別添 8：相手国企業からのサポートレター

<p>→PDF 形式 [1 ファイル]</p> <p>※本事業を共同で実施する対象国の相手国企業と実証研究に向けた基本的な合意ができていていることを示す文書。様式不問。</p>
<p>直近の事業報告書</p> <p>→PDF 形式 [提案者毎に提出]</p>
<p>直近 3 年分の財務諸表（貸借対照表、損益計算書（製造原価報告書、販売費及び一般管理費明細書を含む）、株主（社員）資本等変動計算書）</p> <p>→PDF 形式 [提案者毎に提出]</p> <p>※原則円単位。連結決算の場合は連結のもの。<b><u>3 年分の財務諸表を提案者単位でまとめて 1 つの PDF ファイルにすること。</u></b></p>
<p>親会社が議決権付株式等の過半数を所有することを示す文書（提案者に外国法人が含まれる場合）</p> <p>→PDF 形式 [該当提案者毎に提出]</p>

**【留意事項】**

- (※) 財務諸表には、「貸借対照表」、「損益計算書（製造原価報告書（製造業等の場合）、販売費及び一般管理費明細書を含む）」、「株主（社員）資本等変動計算書」を含めてください。「株主（社員）資本等変動計算書」については、会社法で定める株式会社、合同会社、合資会社及び合名会社に該当する場合にのみ提出してください。
- (※) 中小／ベンチャー企業又は非上場企業等で、**事業報告書や財務諸表等の書類を作成していない場合は、本提案に際して新たに必要書類を作成の上、提出してください。作成していない場合でも、提出は免除されませんのでご注意ください。なお、会社概要を事業報告書として提出することは認めません。また、提案者に親会社がある場合でも、当該提案者の事業報告書や財務諸表を提出してください。**
- (※) 委託先・共同研究先分の事業報告書及び財務諸表の提出は不要です。
- (※) なお、審査の過程で、必要に応じて財務に関する追加資料の提出や代表者面談を求める場合があります。また、提案者の財務状況によっては、追加的に親子会社、関係会社等や委託先・共同研究先に対しても財務関連資料の提出を求める場合があります。
- (※) 法人が設立されたばかりで財務諸表が 3 年分存在しない場合は、設立年度から直近までの財務諸表を提出してください。
- (※) 共同提案条件を満たす外国法人が提案者に含まれる場合は以下の点についてもご注意ください。
  - ・ 会社案内・直近の事業報告書について、共同提案者の国内代理人のものと異なる外国法人自身の会社案内・事業報告書を英文もしくは和文で提出してください。
  - ・ 現地国法規制等により外国法人の直近 3 年分の財務諸表の提出に条件が伴う場合は、事前に公募事務局まで相談してください。
  - ・ 現地法制度等により日本法人が議決権付株式の過半数の保有が困難な場合は、事前に公募事務局まで相談してください。
  - ・ 親会社が、外国法人の過半数の議決権（株式数ではありません）を有することを示す文書を提出してください。親会社の法務担当部長等による証明を用いることもできます。

### (3) 採択審査委員会で使用するプレゼンテーション用資料について

採択審査委員会当日に提案内容を説明していただく際のプレゼンテーション用資料を作成してください。発表時間（15分間程度を想定）は提案を締め切り後に確定するため、本プレゼンテーション用資料は締め切り後にご提出いただきます。プレゼンテーション用資料は、「4.（2）審査基準」の全ての項目を網羅した上で、実証研究時及び普及時のリスク対応等についても触れて作成してください（様式自由）。

## 4. 採択先の選定

### (1) 審査の方法

外部有識者による採択審査委員会で審査の上、その結果を踏まえ、NEDO内の契約・交付審査委員会を経て、最終的に実施者を決定します。

必要に応じてヒアリング審査や資料の追加、代表者面談等をお願いする場合があります。なお、採択先の選定は非公開で行われ、審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じられませんのであらかじめご了承ください。

### (2) 審査基準

#### a. 採択審査の基準

項目		重視するポイント
要件審査	対象技術の適格性	・エネルギー消費削減効果・石油代替効果・CO2排出削減効果が期待できるものであり、コアとなる技術が我が国のものであるもの。
	公的資金投入の意義	・当該事業は、民間企業のみで取り組むにはリスクが高いこと、かつ社会的意義（実証を実施し、またその後普及することで、対象国・地域や日本におけるエネルギー問題、二酸化炭素排出、インフラ整備、雇用、人材育成等、各種課題の解決への貢献又は波及）があることにより公的資金を投入する意義があること。
	重複	・国（国立研究開発法人等を含む）が補助するほかの制度（補助金、委託費等）において過去実施した事業又は現在実施中の事業と、同一の提案者による同一の研究開発課題でないこと。
	提案者の財務状況	・実証の遂行及び実証後の普及活動を行うことができる財務状況にあること、又は資金調達力を有していること。
	制度への整合性	・実証設計への応募の目安を満足していること。
アジア・ゼロエミッション共同体への寄与		・相手国のエネルギー移行に資する技術であること
ワーク・ライフ・バランス等推進状況		・女性活躍推進法に基づく認定企業（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）、次世代法に基づく認定企業（くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業・トライくるみん認定企業）、若者雇用促進法に基づく認定企業（ユースエール認定企業）であるか。
賃上げ実施企業への優遇		・給与等受給者一人当たりの平均受給額を、事業開始年度（又は暦年）に、対前年度（又は前年）と比べて、大企業は3%、中小企業等は1.5%以上増加させることを表明し、公表している（又は公表予定がある）か。
対象技術の妥当性	対象国の適切性	・対象国において実証を行うことは、日本や第三国で実証を行うよりも有効であるか。 ・対象国において、提案技術に対するニーズが強く存在し、実証後に普及することが期待できるか。
	相手国・日本の政策との整合性	・対象国に提案技術を普及させることが対象国の政策と一致しているか。また、日本政府の政策と整合性があるものとなっているか。
	対象技術の有効性	・提案技術は対象国のニーズに応えるものか。また、ニーズの解決に貢献する技術か。 ・同じく対象国のニーズに応えることができるであろう競合技術・代替技術の分析がされているか。それらよりも、コスト面・運用面で優位性があることが期待できるか。 ・優位性は実証後も維持されると期待できるか。

	実証要素の適切性	<ul style="list-style-type: none"> <li>提案技術を対象国に適用するに当たって、選定された技術分野で技術的な課題があり、その適切な解決手段として実証要素が示されているか。</li> <li>実証要素を達成することにより、普及へ繋がるのが期待できるか。</li> </ul>	
実証計画の妥当性	実施体制の適切性	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本及び対象国において、実証研究を実施して技術開発課題を解決するために必要な技術を有する体制となっているか。</li> <li>補助金適正化法やNEDOの規定を踏まえて、補助先・委託先の関係が整理されているか。</li> <li>相手国企業と日本企業との間で、適切な役割分担及び費用分担が確保される見通しが立っているか。</li> </ul>	
	実施サイトの適切性	<ul style="list-style-type: none"> <li>実証研究を行うに当たって適切な実施サイトが選定されているか。</li> <li>実証研究に向けた準備が進められているか。</li> </ul>	
	成果目標の具体性及び適切性	<ul style="list-style-type: none"> <li>実証の実施によって達成を目指す技術的目標が設定され、その根拠は明確か。</li> <li>その他の成果目標がある場合は具体的に記載できているか。</li> <li>設定された目標は国内外の技術動向及び市場動向、対象国・地域における社会的・経済的ニーズ等を踏まえたものになっているか。</li> </ul>	
	必要な手続の網羅性	<ul style="list-style-type: none"> <li>実証を実施するうえで確認や取得が必要となる許認可、標準・規格、輸送・通関、税などの各種手続きについて具体的な記載があるか。</li> </ul>	
	予算の適切性	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該事業の実施にあたり、実証に必要な最低限の構成要素（設備等）となっているか。</li> <li>スケジュール及び予算額は妥当であり、具体的なかつ実現可能な計画となっているか。</li> </ul>	
	リスクとその対策の適切性	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該事業の実施に悪影響を与え得る不確実要素（リスク）を抽出し、具体的な対応策が検討されているか。</li> </ul>	
	対象技術の普及性	事業戦略	事業体制
市場分析			<ul style="list-style-type: none"> <li>目指す市場が明確に定義されているか（顧客の特性を分解・整理した上で狙う領域を決め、自社の立ち位置を明確にしているか）。</li> <li>外部環境要因（政治、経済、社会、技術）も考慮した市場分析（規模、成長性、価格推移など）が十分になされた上で、狙う市場は将来的な成長が見込まれるか。</li> <li>実証を実施するタイミングとしてふさわしいか。不透明な外部環境の状況（原料調達価格の下落や補助金の確保等）を前提にしないと実用化シナリオが成り立たないということはないか。</li> </ul>
競合分析			<ul style="list-style-type: none"> <li>対象国・地域における競合企業・競合技術等を十分かつ妥当な分析の上、自社の強みを特定できているか。</li> <li>競合分析結果を踏まえて、自社の戦略（例：ターゲット、マーケティング手法、技術の標準化の対応など）の検討がなされているか。</li> </ul>
成果普及時のリスク管理			<ul style="list-style-type: none"> <li>当該実証終了後の事業の収益・採算に影響を及ぼすことが想定されるリスクを抽出しているか。</li> <li>主要リスクに対し具体的な対策が検討されているか。</li> </ul>
資金調達			<ul style="list-style-type: none"> <li>総投資額が明確にされ、調達先の目途が立っているか。</li> <li>行政などから補助金等が不可欠な場合は、その受領見込みが立っているか。</li> </ul>
事業収益性			供給者（収益性）
		供給者（売上）	<ul style="list-style-type: none"> <li>実証におけるNEDO負担額に見合う売上が、供給者が想定する普及事業期間内で創出されているか。</li> </ul>
		需要者（受容性）	<ul style="list-style-type: none"> <li>需要者にとって十分な事業採算性（＝投資回収）、メリットが見込めるか。</li> </ul>

なお、採択審査にあたり、以下の要素で加点を行います。

- ・アジア・ゼロエミッション共同体（各国の事情に応じた多様な道筋によって、脱炭素・経済成長・エネルギー安全保障の確保の同時実現を目指す日本、豪州、ASEAN（ミャンマーを除く）との間におけるプラットフォーム）の活動に寄与できる技術に対して加点します。
- ・女性活躍推進法に基づく認定企業（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）、次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業（くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業・トライくるみん認定企業）、若者雇用促進法に基づく認定企業（ユースエ

ール認定企業) に対しては加点します。

- ・賃上げを実施することを表明した企業等に対して加点します。

### (3) 採択先の公表及び通知

#### a. 採択結果の公表等

採択した案件に関しては、事業者名（委託事業の場合の再委託先・共同実施先、補助事業の場合の委託先・共同研究先含む）、事業概要を NEDO のウェブサイト等で公表します。不採択とした案件については、その旨を不採択とした理由とともに提案者へ通知します。

#### b. 採択審査委員の氏名の公表

採択審査委員の氏名は、採択案件の公表時に公表します。

#### c. 附帯条件

採択に当たって条件（予算や体制の変更、経費の支払方法 等）を付す場合があります。

### (4) 選定スケジュール

2026 年 4 月 22 日：公募締切

2026 年 6 月上旬（予定）：採択審査委員会（外部有識者による審査）

2026 年 6 月中旬（予定）：契約・交付審査委員会

2026 年 6 月下旬（予定）：採択先決定

2026 年 7 月上旬（予定）：ウェブサイトに公表

2026 年 7 月下旬（予定）：契約締結/交付決定

## 5. 応募手続き説明会の開催

本公募について、以下のとおり説明会を開催し、応募手続き及び留意事項等について説明しますので、応募を予定される方は可能な限り出席してください。なお、説明会は日本語で行います。

開催日時：2026 年 3 月 26 日（木）13 時 30 分～14 時 30 分

開催形式：オンライン（Teams 形式）

申込方法：出席を希望する事業者は、以下登録フォームから 2026 年 3 月 25 日（水）までにお申し込みください。

[Microsoft Virtual Events Powered by Teams](#)

## 6. その他重要事項・留意事項

応募時の留意点や採択後の各種事務手続きなどを以下に、その他の重要事項や留意事項を「【別紙】その他重要事項・留意事項」及び「実証設計以降の実施内容及び手続説明」に、それぞれまとめて記載してありますので、応募にあたっては必ず事前にご一読ください。

### (1) 実施体制に外国法人を含む場合の提出資料について

補助事業者が国際実証研究費補助金交付規程第9条第1項第三十五号を満たす外国人（日本法人である補助事業者の海外現地法人）である場合、当該外国人は親会社と連名で「国際実証研究費補助金に係る確約書」（国際実証研究費補助金交付規程様式第1添付資料3）の提出が必要となります。

## (2) 事業実施途中における実施体制の変更について

実証研究の実施体制は、提案書に提示されたものを原則とします。提案内容のメインとなる部分について、途中で新たな補助事業者を加えることは原則認められません。また、提案内容の一部分について補助事業者からの委託等<sup>\*</sup>として企業を実施体制に追加することは、以下を条件に可能です。

- ・補助事業者から委託等をするものの合理的な理由があること
- ・委託等される業務を履行する能力等があること
- ・外部有識者の審議等により適切と認められること
- ・補助事業者からの委託等費は、補助対象費用の額の50%未満であること

また、技術実証要素がない場合には、その内容が適切と判断されれば、外注先として追加することが可能です（ただし、相見積が必要）。なお、当初の実施体制から補助事業者等が抜けることは、実証研究への影響を踏まえて適切と判断される場合には可能です。

※委託等とは、NEDOの補助先からの委託又は共同研究をいう。

## (3) 物品の調達について

本事業の実施にあたって必要となる設備・機器等については、技術実証内容に照らし合わせ、国内製品に限らず、国内外から技術的優位性のあるものを調達することとします。ただし、本事業を実施するにあたって支障のない範囲で、経済性を重視して調達することも可とします。

## (4) 標準化への対応

技術開発成果の社会実装や国際展開に、標準が有効なツールとなることがあります。そのため、本事業では、事業開始時に、NEDOと標準に関する検討を実施していただく場合があります。検討の結果、市場・技術の特性・戦略・ビジネスモデル等に標準が合致すれば、必要に応じ実証実施期間中から、当該実証成果のISO・IEC等の標準化に取り組んでいただきます。

## (5) NEDOと事業者の役割について

NEDOは、政府予算の適正な執行のために必要な事業の管理、実施方法に係る助言及び関連事業の情報提供を行います。また、必要に応じて相手国政府機関等とのMOU等の締結等を行う場合があります。事業者は、事業の具体的な方法、手段、手順（相手国企業との調整及びPA等の締結、現地における税制対応及び許認可取得、実証機器の製造・輸送・設置、実証運転並びに普及活動を含む）の検討とその実施を主体的に担っていただきます。

## (6) 相手国企業とPA等の締結について

事業者と相手国企業との間で PA 等の内容を基本合意していることが事業化評価を受験する条件となります。また、事業者と相手国企業との間で PA 等を締結することが、実証研究開始の条件となります。締結できない場合は、たとえ事業化評価で実証研究へ進むことが決まっても、実証研究を開始することはできません。

#### (7) 相手国政府機関等との間の MOU 等の締結について

NEDO は、これまで相手国政府機関等と MOU 等を締結し、実証研究に様々な支援を行ってきました。本事業においても支援を希望する場合は、提案書にその旨をご記載ください。

なお、NEDO は、相手国政府機関等（締結先候補又は締結先）との協議に最大限努めますが、相手国政府機関等に起因する MOU 等の締結時期の遅れ若しくは不成立又は合意内容の相手国政府機関等による不履行若しくは不遵守について一切責任を負いませんのでご了承ください。

### 7. 問い合わせ先

本公募の内容に関する質問等は説明会で受け付けます。それ以降のお問い合わせは、2026年3月27日（金）から4月15日（水）の間に限り、以下の問い合わせ先の E-mail で受け付けます。ただし、審査の経過等に関するお問い合わせには応じられません。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

事業統括部 国際1課

E-mail : kokusaijissyou[\*]ml.nedo.go.jp

E-mail は上記アドレスの[\*]を@に変えて使用してください。

### 8. その他

#### 【NEDO 事業に関する制度改善アンケート】

NEDO では、NEDO 事業に関する制度改善アンケートを随時受け付けております。以下のリンク先の NEDO ホームページ「契約案内」のページ下部「事業者アンケート」のパネルからアンケートページにお進みいただき、ご意見をお寄せください。なお、内容については、本事業に限りません。

<https://www.nedo.go.jp/keiyaku/index.html>

### 9. 掲載資料

基本計画

公募要領\_実証設計

提出書類チェックリスト

別添1：事業概要書

別添2：提案書\_実証設計

別添3：申請者情報

別添4：ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況

別添5：事業開始年度の賃金を引き上げる旨の表明資料（任意）

別添 6：経済性評価関連資料

別添 7：質問票

様式 1：研究体制表

様式 2：積算用総括表

参考 1：企業化計画書

参考 2：リスク管理シート（第 10 版）基本計画

## 【別紙】 その他重要事項・留意事項

### ◆応募にあたっての留意事項

#### (1) 契約等に係る情報の公表・開示

委託事業については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）や「NEDO における随意契約情報の公表に関する運用指針」に基づき、採択決定後、NEDO との関係や契約に係る情報を NEDO のウェブサイトで公表することがありますので、あらかじめご了承ください。詳細は、以下ウェブサイトをご覧ください。

また、委託事業・補助事業ともに外部からの問い合わせに応じて、契約額や交付決定額を開示する場合があります。

【参考】 契約に係る情報の公表について

<https://www.nedo.go.jp/content/100431960.pdf>

随意契約に関する事項

[https://www.nedo.go.jp/nyusatsu/zuiikeiyaku\\_top.html](https://www.nedo.go.jp/nyusatsu/zuiikeiyaku_top.html)

#### (2) 「不合理な重複」及び「過度の集中」の排除

「不合理な重複」（注 1）、又は「過度の集中」（注 2）が認められる場合には、採択を行わないことがあります。また、それらが採択後に判明した場合には、採択取り消し又は減額することがあります。

（注 1）

同一の研究者による同一の研究課題（競争的研究費が配分される研究の名称及びその内容をいう。以下同じ。）に対して、複数の競争的研究費その他の研究費（国外も含め、補助金や助成金、共同研究費、受託研究費等、現在の全ての研究費であって個別の研究内容に対して配分されるもの（※）。）が不必要に重ねて配分される状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

- 実質的に同一（相当程度重なる場合を含む。以下同じ。）の研究課題について、複数の競争的研究費その他の研究費に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- 既に採択され、配分済の競争的研究費その他の研究費と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合
- 複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
- その他これらに準ずる場合

（※） 所属する機関内において配分されるような基盤的経費又は内部資金、商法で定める商行為及び直接又は間接金融による資金調達を除く。

（注 2）

同一の研究者又は研究グループ（以下「研究者等」という。）に当該年度に配分される研究費全体が、効果的、効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

- 研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- 当該研究課題に配分されるエフォート（研究者の全仕事時間（※）に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合（%））に比べ、過大な研究費が配分されている場合
- 不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- その他これらに準ずる場合

(※) 研究者の全仕事時間とは、研究活動の時間のみを指すのではなく、教育活動や管理業務等を含めた実質的な全仕事時間を指します。

- ①現在の他府省を含む他の競争的研究費その他の研究費の応募・受入状況や、現在の全ての所属機関・役職に関する情報について応募書類や共通システムに事実と異なる記載をした場合は、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分とすることがあります。
- ②提出いただく情報については、守秘義務を負っている者のみで扱います。また、他の配分機関や関係府省間で情報が共有されることがあり得ますが、その際も守秘義務を負っている者のみで共有を行います。
- ③共通システムを活用し、不合理な重複及び過度の集中の排除を行うために必要な範囲内で、応募内容の一部に関する情報を競争的研究費の府省庁担当課（独立行政法人等である配分機関を含む。以下同じ。）間で共有します。応募書類や共通システムへの記載及び他府省からの情報等により「不合理な重複」又は「過度の集中」と認められる場合は、その程度に応じ、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分を行います。
- ④研究費や所属機関・役職に関する情報に加えて、寄附金等や資金以外の施設・設備等の支援を含む、自身が関与する全ての研究活動に係る透明性確保のために必要な情報について、関係規程等に基づき、所属機関に適切に研究者から報告が行われていないことが判明した場合は、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分とすることがあります。また、当該応募課題に使用しないが、別に従事する研究で使用している施設・設備等の受入状況に関する情報については、不合理な重複や過度な集中にならず、研究課題が十分に遂行できるかを確認する観点から、事業者に対して、当該情報の把握・管理の状況について提出を求めることがあります。
- ⑤各機関においては、「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について」（令和3年4月27日 統合イノベーション戦略推進会議決定）を踏まえた利益相反・責務相反に関する規程が整備されていることが重要です。各機関としての規程の整備状況及び情報の把握・管理の状況を必要に応じて照会を行うことがあります。
- ⑥今後、秘密保持契約等を締結する際は、競争的研究費の応募時に、必要な情報に限り提出することがあることを前提とした内容とすることを検討いただきますようお願いいたします。ただし、企業戦略上著しく重要であり、秘匿性が特に高い情報であると考えられる場合等、秘匿すべき情報の範囲について契約当事者が合意している契約においては、秘匿すべき情報を提出する必要はありません。なお、必要に応じて提案者に秘密保持契約等について、関係府省又はNEDOから照会を行うことがあります。

【参考】競争的資金研究費の適正な執行に関する指針

[https://www8.cao.go.jp/cstp/compfund/shishin\\_r3\\_1217.pdf](https://www8.cao.go.jp/cstp/compfund/shishin_r3_1217.pdf)

### (3) 「国民との科学・技術対話」への対応

本事業の実施にあたっては、研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する活動（以下「国民との科学・技術対話」という。）に関する講演、成果展示、情報発信等の経費の計上が可能です。

本事業において、「国民との科学・技術の対話」の活動を行う場合は、その活動の内容及

び必要な経費を提案書に記載して提出してください。本活動に係る支出の可否は、研究活動自体への影響等も勘案して判断します。

【参考】「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）

<https://www8.cao.go.jp/cstp/stsonota/taiwa/>

#### (4) EBPM に関する取組への協力について

EBPM（Evidence-Based Policy Making：証拠に基づく政策立案）（※）の取組を政府として推進すべく、提案時から事業終了時まで提供いただいた情報（提供いただいた情報を加工して生じた派生的な情報も含みます）については、効果的な政策立案や、政策の効果検証のため、経済産業省、及びその業務委託先、独立行政法人、大学その他の研究機関・施設等機関（政策の効果検証目的のみの利活用や守秘義務等の遵守に係る誓約書を提出した機関・研究者）に提供・利活用される場合があります。

本事業への応募にあたっては、上記の EBPM に関する取組への協力に同意したものとみなします。

（※）政策の企画をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化したうえで合理的根拠（エビデンス）に基づくものとするものです。限られた予算・資源のもと、各種の統計を正確に分析して効果的な政策を選択していく EBPM の推進は、2017 年以降毎年、政府の経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）にも掲げられており、今後もますます重要性が増していくことが予想されます。

#### (5) 提出書類の情報の取り扱い

NEDO は、応募書類等の提出書類は審査のために利用します。

また、公文書等の管理に関する法律に基づく行政文書の管理に関するガイドラインに沿って定められた関係規程により、厳重な管理の下、一定期間保存します。この際、取得した個人情報については、法令等に基づく場合の提供を除き、研究開発の実施体制の審査のみに利用しますが、特定の個人を識別しない状態に加工した統計資料等に利用することがあります。

#### (6) その他

- ・ 提案書提出後、審査の過程で提案内容に変更等が生じた場合は、速やかに公募事務局まで報告してください。変更等の内容によっては、提案が無効となる場合もございます。また、採択決定後に変更等が生じた場合においても同様で、場合によっては採択取り消しとなる場合もございます。
- ・ 表明した賃上げが実施されなかった場合には、速やかに NEDO に理由書を提出してください。また、賃上げが予定通り行われなかった旨を公表（自社 web ページ等）していただきます。（ただし、賃上げをできないやむを得ない事情があると認められる場合には、その限りではございません。）

## ◆事業運営及び実施に係る各種手続き

### (1) 事業運営

#### ①全体の運営方針

NEDO は、基本計画等に沿って、本事業を運営します。NEDO が提示する基本計画等を必ずご確認ください。

なお、事業の進捗や評価、周辺環境の変化（内外の研究開発動向、政策動向、市場動向等）などの状況を踏まえ、事業内容の見直しや事業を中止する場合があります。

#### ②知財・データマネジメント

本事業の実施によって得られた知的財産権等の研究成果は、補助先に帰属します。

また、データマネジメントとして、「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」（令和3年4月27日、統合イノベーション戦略推進会議）を踏まえ、研究開発により生じたデータのうち管理対象データとしたものについては、データマネジメントプランの策定、メタデータの付与等を各事業者においてご対応いただくようお願いいたします。NEDO 事業で指定するデータマネジメントプランの様式、メタデータの様式については以下に掲載しています。

【参考】NEDO プロジェクトにおけるデータマネジメントについて

[https://www.nedo.go.jp/jyuhoukougai/other\\_CA\\_00003.html](https://www.nedo.go.jp/jyuhoukougai/other_CA_00003.html)

### (2) 採択後の各種事務手続き

#### ①NEDO プロジェクトマネジメントシステムの利用

本事業における契約や検査等の事務処理手続きについては、NEDO が運用する「NEDO プロジェクトマネジメントシステム」を利用していただきます。利用に際しては利用規約に同意の上、G ビズ ID を用いた利用申請若しくは利用申請書の提出が必要です。

G ビズ ID の詳細は、G ビズ ID ホームページをご確認ください。

【参考】NEDO プロジェクトマネジメントシステムの利用規約

<https://www.nedo.go.jp/content/100906708.pdf>

G ビズ ID ホームページ

<https://gbiz-id.go.jp/top/>

#### ②資産の取り扱い

補助事業で取得した機械装置等の財産所有権は、補助先にあります。ただし、補助金執行の適正化の観点から、補助事業で取得した機械装置等の取得財産には処分制限があります。

#### ④企業化状況報告書及び収益納付

採択された事業にあつては、補助事業完了後に企業化に努めていただくとともに、5 年後までの企業化状況報告書を毎年度提出していただきます。企業化状況報告書の提出は交付にあつての条件となりますので、フォローアップ対応の体制を確保するとともに、確実なご対応をお願いします。また、補助事業の成果を踏まえた当該補助事業に係る事業化

計画書等を提出していただくことがあります。

また補助事業の企業化等により、収益が生じたと認められたときは交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を納付していただくことがあります。

### (3) 大学・国立研究開発法人等における若手研究者の自発的な研究活動

2020 年度以降の新規契約又は交付決定について、大学又は国立研究開発法人等で雇用される 40 歳未満（40 歳となる事業年度の終了日まで）の若手研究者による当該事業の推進に資する自発的な研究活動の実施を可能とします。

なお、採択決定後、大学又は国立研究開発法人等は、実施計画書にあらかじめその旨を記載し、その実績を従事日誌又は月報等により当機構に報告することになります。

【参考】競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針

<https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/jisshishishin.pdf>

### (4) RA（リサーチアシスタント）等の雇用

第 6 期科学技術・イノベーション基本計画においては、優秀な学生、社会人を国内外から引き付けるため、大学院生に対する経済的支援を充実すべく、数値目標が掲げられています。

本事業においても RA（リサーチアシスタント）等の研究員登録が可能であり、本事業で、研究員費を支払うことが可能です。

なお、本事業を通じて知り得る秘密情報を取り扱う RA 等は、NEDO と契約締結又は交付決定する大学組織との間で、守秘義務を含む雇用契約を締結されている必要があります、本事業に直接に従事する者は、全て研究員登録を行う必要があります。

【参考】第 6 期科学技術・イノベーション基本計画

<https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/index6.html>

研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ

<https://www8.cao.go.jp/cstp/package/wakate/wakatepackage.pdf>

ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン

[https://www.mext.go.jp/content/20201203-mxt\\_kiban03-000011852\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20201203-mxt_kiban03-000011852_1.pdf)

### (5) 追跡調査・評価

事業終了後、追跡調査・評価にご協力いただく場合があります。詳細については、以下ウェブサイトをご覧ください。

【参考】追跡調査・評価の概要

<https://www.nedo.go.jp/content/100931274.pdf>

### (6) その他

- ・費用の支払い（概算払い等）にあたり、NEDO が経費の支払実績額を必要に応じて確認することがあります。
- ・事業者は、実証研究において最初に機器の発注・製造に取り掛かる前に、事業中止に繋

がりかねないリスクとその対応状況について確認を行い、国際実証研究費補助金交付規程様式第7機械装置等購入・製造着手承認申請書をNEDOに提出し、承認を得る必要があります。

## ◆法令遵守、研究不正への対応

### (1) 安全保障貿易管理（海外への技術漏洩への対処）

- a. 我が国では、我が国を含む国際的な平和及び安全の維持を目的に、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）（以下「外為法」という）に基づき輸出管理（※）が行われています。外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則外為法に基づく経済産業大臣の許可を受ける必要があります。

（※）我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①輸出貿易管理令別表第1及び外為令別表第1に記載の品目のうちある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、軍事転用されるおそれがある場合（用途要件・需要者要件又はインフォーム要件を満たした場合）に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）から成り立っています。

- b. 貨物の輸出だけでなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者（非居住者）又は特定類型（※）に該当する居住者に提供する場合等は、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USBメモリなどの記録媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生や研究者の受入れや、共同研究等の活動の中にも、規制対象となる技術の提供が含まれる場合があります。本事業を通じて取得した技術等を輸出（提供）しようとする場合、又は本事業の活用により既に保有している技術等を輸出（提供）しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますのでご注意ください。

（※）非居住者の影響を強く受けている居住者の類型のことを言い、「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」  
1. (3)サ①～③に規定する特定類型を指します。

- c. また、外為法に基づき、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を業として行う場合には、安全保障貿易管理の体制構築を行う必要があります（※）。経済産業省から指定のあった事業については委託契約締結又は交付決定時までには、本事業により外為法の輸出規制に当たる貨物・技術の輸出が予定されているか否かの確認及び、輸出の意思がある場合は、管理体制の有無について確認を行う場合があります。輸出の意思がある場合で、管理体制が無い場合は、輸出又は本事業終了のいずれか早い方までの体制整備を求めます。なお、同確認状況については、経済産業省の求めに応じて、経済産業省に報告する場合があります。また、本事業を通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合には、契約・交付決定の全部又は一部を解除する場合があります。

（※）輸出者等は外為法第55条の10第1項に規定する「輸出者等遵守基準」を遵守する義務があります。

また、ここでの安全保障貿易管理体制とは、「輸出者等遵守基準」にある管理体制を基本とし、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を適切に行うことで未然に不正輸出等を防ぐための、組織の内部管理体制を言います。

d. 安全保障貿易管理の詳細については、以下をご覧ください。

- ・安全保障貿易管理（全般） <https://www.meti.go.jp/policy/anpo/>  
（Q&A <https://www.meti.go.jp/policy/anpo/qanda.html>）
- ・一般財団法人安全保障貿易センター モデル内部規程  
<https://www.cistec.or.jp/export/jisyukanri/modelcp/modelcp.html>
- ・安全保障貿易ガイダンス（入門編）  
<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/guidance.html>
- ・安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）  
[https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law\\_document/tutatu/t07sonota/t07sonota\\_jishukanri03.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf)
- ・大学・研究機関のためのモデル安全保障貿易管理規程マニュアル  
<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/daigaku/manual.pdf>

## (2) 特許出願の非公開に関する制度の留意点

a. 特許出願の非公開に関する制度

事業者は、「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律」（以下「経済安全保障推進法」という。）に基づく特許出願の非公開制度（令和6年5月1日施行）において出願人又は発明共有事業者としての義務を遵守することが求められます。例えば、以下の点について特に留意が必要です。

- ・同制度により安全保障上極めて機微な発明を含むものとして保全指定された出願の機密情報について開示の禁止及び厳格な管理が求められます（経済安全保障推進法第74条及び第75条）。
- ・また、政令で定める特定技術分野に属する発明は保全対象の発明でないことが明らかとなるまで外国出願（PCT出願を含む）が禁止されます（経済安全保障推進法第78条）。したがって外国出願を行う際には、特定技術分野との関係に十分に留意してください。これらの義務に違反した場合には、罰則が科せられ得るため、十分に留意してください。特許出願の非公開に関する制度一般の内容については以下をご覧ください。

【参考】特許出願の非公開に関する制度

[https://www.cao.go.jp/keizai\\_anzen\\_hosho/suishinhou/patent/patent.html](https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/suishinhou/patent/patent.html)

b. 同制度に伴う NEDO への技術情報の提示についての留意点

また、特許出願に関する詳細な技術情報であって、以下に該当する場合については、公にすることにより外部から行われる行為によって国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれ大きい発明の構成を開示する詳細な形では、原則として NEDO に提示してはいけません。公募時に提出する提案書及びその他提出書類もこの考え方に準じますので、十分ご留意ください。

- ・当該特許出願が本制度による保全指定中
- ・当該特許出願が特許庁による内閣府への送付の要否の選定中（ただし、明らかに特定技術分野に該当しない特許出願は除く）
- ・当該特許出願が内閣府による保全審査中

- ・特許出願を予定している技術情報（ただし、明らかに特定技術分野に該当しない技術情報は除く）
- ただし、プロジェクトマネジメントにおける必要性等から NEDO が求めた場合には、NEDO が指定する方法で提示する必要があります。

### (3) 研究不正への対応

#### ① 公的研究費の不正な使用及び不正な受給への対応

公的研究費の不正な使用及び不正な受給（以下「不正使用等」という。）については、「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成 20 年 12 月 3 日経済産業省策定。以下「不正使用等指針」という。（※1））及び「補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等の措置に関する機構達」（平成 16 年 4 月 1 日 16 年度機構達第 1 号。NEDO 策定。以下「補助金停止等機構達」という。（※2））に基づき、NEDO は資金配分機関として必要な措置を講じることとします。併せて本事業の事業実施者も研究機関として必要な対応を行ってください。

本事業及び府省等の事業を含む他の研究資金において、公的研究費の不正使用等があると認められた場合、以下の措置を講じます。

（※1）「不正使用等指針」についてはこちらをご参照ください：経済産業省ウェブサイト

[https://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu\\_kakushin/innovation\\_policy/kenkyu-fusei-shishin.html](https://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html)

（※2）「補助金停止等機構達」についてはこちらをご参照ください：NEDO ウェブサイト

[https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu\\_index.html](https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html)

#### a. 本事業において公的研究費の不正使用等があると認められた場合

- 当該研究費について、不正の重大性を考慮しつつ、全部又は一部を返還していただきます。
- 不正使用等を行った事業者等に対し、NEDO との契約締結や補助金等の交付を停止します。（補助金停止等機構達に基づき、処分した日から最大 3 年間の契約締結・補助金等交付の停止の措置を行います。）
- 不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者（善管注意義務に違反した者を含む。以下同じ。）に対し、NEDO の事業への応募を制限します。（不正使用等指針に基づき、不正の程度などにより、原則、当該研究費を返還した年度の翌年度以降 1～5 年間の応募を制限します。また、個人の利益を得るための私的な流用が確認された場合には、10 年間の応募を制限します。）
- 府省等他の資金配分機関に対し、当該不正使用等に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正使用等を行った者及びそれに共謀した研究者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関から NEDO に情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。他府省の研究資金において不正使用等があった場合にも i～iii の措置を講じることがあります。
- 不正使用等の行為に対する措置として、原則、事業者名（研究者名）及び不正の内容等について公表します。

- b. 「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成 20 年 12 月 3 日経済産業省策定）に基づく体制整備等の実施状況報告等について

本事業の契約に当たり、各研究機関では標記指針に基づく研究費の管理・監査体制の整備が必要です。

体制整備等の実施状況については、報告を求める場合がありますので、求めた場合、直ちに報告するようにしてください。なお、当該年度において、既に、府省等を含め別途の研究資金への応募等に際して同旨の報告書を提出している場合は、この報告書の写しの提出をもって代えることができます。

また、NEDO では、標記指針に基づく体制整備等の実施状況について、現地調査を行う場合があります。

## ②研究活動の不正行為への対応

研究活動の不正行為（ねつ造、改ざん、盗用）については「研究活動の不正行為への対応に関する指針」（平成 19 年 12 月 26 日経済産業省策定。以下「研究不正指針」という。

（※1）及び「研究活動の不正行為への対応に関する機構達」（平成 20 年 2 月 1 日 19 年度機構達第 17 号。NEDO 策定。以下「研究不正機構達」という。（※2）に基づき、NEDO は資金配分機関として、本事業の事業実施者は研究機関として必要な措置を講じることとします。そのため、告発窓口の設置や本事業及び府省等他の研究事業による研究活動に係る研究論文等において、研究活動の不正行為があると認められた場合、以下の措置を講じません。

（※1）研究不正指針についてはこちらをご参照ください：経済産業省ウェブサイト

[https://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu\\_kakushin/innovation\\_policy/kenkyu-fusei-shishin.html](https://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html)

（※2）研究不正機構達についてはこちらをご参照ください：NEDO ウェブサイト

[https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu\\_index.html](https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html)

- a. 本事業において不正行為があると認められた場合

- i. 当該研究費について、不正行為の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただくことがあります。
- ii. 不正行為に関与した者に対し、NEDO の事業への翌年度以降の応募を制限します。（応募制限期間：不正行為の程度などにより、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降 2～10 年間）
- iii. 不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文等の責任者としての注意義務を怠ったことなどにより、一定の責任があるとされた者に対し、NEDO の事業への翌年度以降の応募を制限します。（応募制限期間：責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降 1～3 年間）
- iv. 府省等他の資金配分機関に当該不正行為に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正行為に関与した者及び上記 iii により一定の責任があるとされた者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金による事業への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関から NEDO に情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。
- v. NEDO は不正行為に対する措置を決定したときは、原則として、措置の対象となった

者の氏名・所属、措置の内容、不正行為が行われた研究資金の名称、当該研究費の金額、研究内容、不正行為の内容及び不正の認定に係る調査結果報告書などについて公表します。

b. 過去に国の研究資金において不正行為があったと認められた場合

国の研究資金において、研究活動における不正行為があったと認定された者（当該不正行為があったと認定された研究の論文等の内容について責任を負う者として認定された場合を含む。）については、研究不正指針に基づき、本事業への参加が制限されることがあります。

なお、本事業の事業実施者は、研究不正指針に基づき研究機関として規定の整備や受付窓口の設置に努めてください。

c. NEDO における研究不正等の告発受付窓口

NEDO における公的研究費の不正使用等及び研究活動の不正行為に関する告発・相談及び通知先の窓口は以下のとおりです。

**【研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等に関する告発受付窓口】**

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 法務部

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310

電話番号：044-520-5131

（電話の受付時間は、平日：9時30分～12時00分、13時00分～18時00分）

E-mail：helpdesk-2@ml.nedo.go.jp

ウェブサイト：[https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu\\_index.html](https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html)